

平成26年3月吉日

日本ボウリング場厚生年金基金
事業主 各位

日本ボウリング場厚生年金基金
理事長 中野 明
(公印省略)

日本ボウリング場厚生年金基金 解散方針決議について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本ボウリング場厚生年金基金（以下「当基金」といいます。）では、去る2月18日開催の代議員会で、基金解散の方針を全会一致で決議いたしました。これにより、今後加入事業所・加入員及び労働組合の同意を得て、平成28年4月を目途に厚生労働省より解散の認可をいただくよう準備を進めてまいります。

一方で、当基金は平成25年3月末時点で「最低積立基準額」を充足している、すなわち仮にこの時点で解散したとしても、現在までの加入員期間に見合った給付を加入者や受給者等に支払えるだけの財産額を有する比較的良好な財政状況にあります(※1別紙「1.平成25年3月末時点 当基金の積立水準」をご参照)。この財政状況を背景に、代行部分を国に返上したのち、引き続き加入員の皆様に何らかの形で年金制度を提供可能であると考へ、残余財産と無理のない掛金負担で後継制度の創設を鋭意検討してまいります。

この決議に至った経緯等を以下に述べます。

平成24年2月に発覚した「A I J投資顧問事件」(当基金は一切関係ありませんでした。)を契機として、基金が国に代わって年金給付を行う「代行部分」に必要な資金を確保できない基金、いわゆる「代行割れ基金」(当基金はこれに該当しません。)の問題がクローズアップされ、昨年6月19日「厚生年金基金制度の見直し法案(※2)」が可決・成立しました。この法律は、「代行割れ基金」に対しては法施行後5年以内の解散を義務付け、存続を指向する基金に対しては非常に高い積立水準を課する等、実質、基金制度の一律廃止に近い内容であります。

(※2)「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下改正法とい
います。)

当基金では、理事会・代議員会で改正法の及ぼす影響を数次にわたり慎重に検証した結果、基金を存続すると掛金の著増や運用環境悪化による不測の事態が想定され、これらが各事業主の経営リスクに繋がりがかねないとの認識で一致、まさに断腸の思いで解散やむなしと決断いたしました。

私としましては、以前から先細る公的年金に不安と不信感を抱いておりましたが、改正

法成立の過程においての、国の中小事業者の年金制度に対する無理解な対応姿勢に、ますますその感を強めた次第であります。今後は、解散準備を進める中でたとえ給付水準は下がろうとも、業界で働く皆様の老後の生活安定に少しでも資するよう後継制度の創設検討に傾注する所存であります。

今後につきましては、後継制度の内容が固まり次第、事業主はじめ関係各位に説明会を予定しておりますので、日時・場所等につきましては改めてご案内申し上げます。多大なご心配とご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

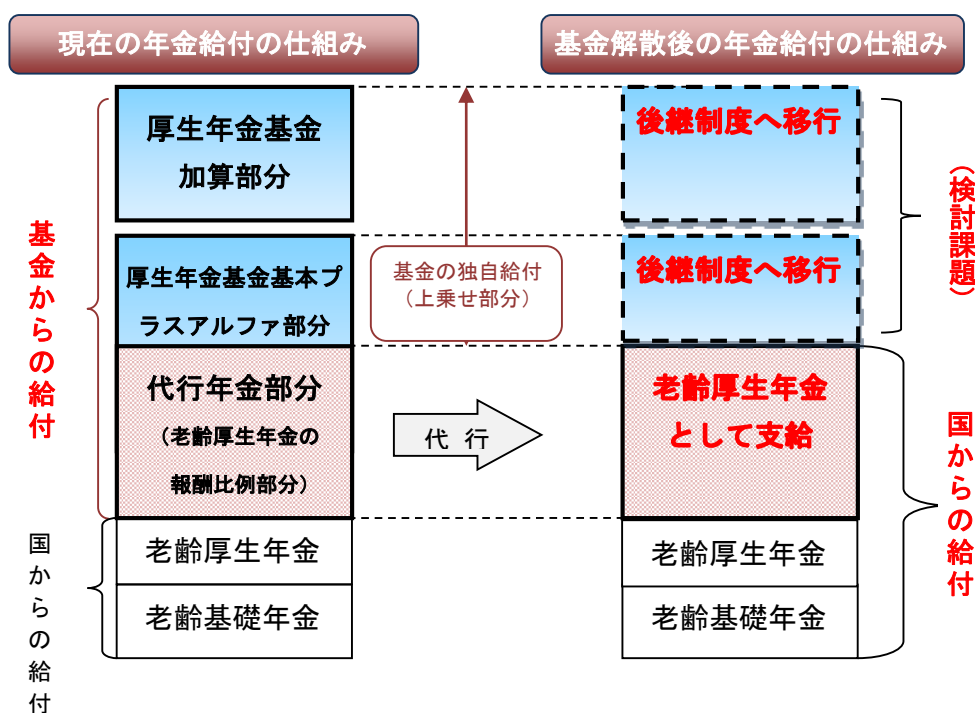
おって、当基金が解散した場合、代行部分の年金は、国に引き継がれて国から支給されますのでご安心願います。(現行給付と解散後の給付の対応関係については別紙「2. 現行給付と廃止後の給付の仕組み」のとおりです。)

<別紙>

1. 平成25年3月末時点 当基金の積立水準

区分	当基金の積立水準		基準値		
継続基準	純資産額	12,979百万円	= 0.99	1.00以上	
	責任準備金	12,994百万円			
継続基準 (留保判定)	数理上資産額+許容繰越不足金 (12,979+5,335)百万円		= 1.40	1.00以上	
	責任準備金	12,994百万円			
非継続基準	代行給付 について	純資産額	12,979百万円	= 1.27	1.05以上
		最低責任準備金	10,198百万円		
	給付の全体 について	純資産額	12,979百万円	= 1.03	0.92以上
		最低積立基準額	12,583百万円		

2. 現行給付と廃止後の給付の仕組み



「代行年金」は、老齢厚生年金として国に引き継がれます。

照会先

日本ボウリング場厚生年金基金
常務理事 橋目 嘉文

TEL. 03-5642-6448